

2019年10月1日から

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための  
**児童発達支援等の利用者負担が無償化**されます

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、  
対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、  
**「満3歳になって初めての4月1日から3年間」**です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が <b>2013年4月2日～2016年4月1日</b> までの障害のある子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が <b>2014年4月2日～2017年4月1日</b> までの障害のある子ども

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払い  
いただくこととなります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償  
化の対象となります。

**無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。**

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを確認ください。

問い合わせ先：共和町役場 住民生活課子育て支援係

TEL: 0135-73-2011 (内線132)